

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 495ページ）	改訂した解説	理由
なし	屋外で使用し、雨水に濡れるおそれのあるものについては、「屋外用のもの」として附表第三3の試験後に目視によって判定する。	従来から屋外用のものが想定される電気用品には、個別要求（別表第八2）の絶縁性能に関する規定で、附表第三3の試験（注水絶縁試験）が規定されているため、その試験後に判断することができる。 しかし近年は、屋外設置型の直流電源装置（屋外LED電灯用の電源装置）のように、従来は想定されていなかった電気用品にも、屋外用のものがあることから、そのような製品も同様に、附表第三の試験後に判断することを明確にする。

（当該部解釈）

別表第八1（2）構造

ヨ 水を使用するもの及び屋外用のものにあつては通常の使用状態において充電部に水がかからない構造であり、水中で使用するものにあつては防水構造であること。ただし、機能上水に触れる充電部であつて危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。